

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「300円」の次に「。ただし、自動交付機（町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、200円」を加え、同表5の項及び15の項中「300円」の次に「。ただし、自動交付機により交付する場合にあっては、200円」を加え、同表17の4の項中「450円」の次に「。ただし、自動交付機により交付する場合にあっては、300円」を加え、同表41の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表43の2の項、44の項、48の項、58の項、61の2の項及び66の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（特例措置）

- 2 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間において、この条例による改正後の別表4の項、5の項及び15の項中「200円」とあるのは「150円」と、同表17の4の項中「300円」とあるのは「250円」とする。

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
4 課税台帳の記載事項に関する証明手数料	1通につき 300円。 <u>ただし、自動交付機（町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、200円</u>	4 課税台帳の記載事項に関する証明手数料	1通につき 300円
5 印鑑登録証明手数料	1通につき 300円。 <u>ただし、自動交付機により交付する場合にあっては、200円</u>	5 印鑑登録証明手数料	1通につき 300円
略	略	略	略
15 住民票、除かれた住民票、戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料（15の2の項の手数料を除く。）	1通につき 300円。 <u>ただし、自動交付機により交付する場合にあっては、200円</u>	15 住民票、除かれた住民票、戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料（15の2の項の手数料を除く。）	1通につき 300円
略	略	略	略
17の4 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸	1通につき 450円。 <u>ただし、自動交付機により交付する場合にあっては、300円</u>	17の4 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸	1通につき 450円

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料		籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	
略	略	略	略
41 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円	41 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は <u>第13項ただし書</u> (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき 180,000円

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
略	略	略	略
43の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の特例許可申請手数料	1件につき 36,000円	43の2 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> の特例許可申請手数料	1件につき 36,000円
44 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 36,000円	44 建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 36,000円
略	略	略	略
48 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は <u>壁面の位置</u> の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	48 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は <u>壁面の位置</u> の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
略	略	略	略
58 建築基準法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づく再開発等促進区等内の建築物の容積率、 <u>建築物の建蔽率</u> 又は <u>建築物の高さ</u> に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	58 建築基準法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づく再開発等促進区等内の建築物の容積率、 <u>建築物の建ぺい率</u> 又は <u>建築物の高さ</u> に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円

町田市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
略	略	略	略
61の2 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内の建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料	1件につき 28,000円	61の2 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内の建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定申請手数料	1件につき 28,000円
略	略	略	略
66 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	66 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
略	略	略	略
備考 略		備考 略	